



基発 1 1 2 8 第 2 号
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働契約法の施行について」の一部改正について

労働契約法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 6 号）による改正後の労働契約法（平成 1 9 年法律第 1 2 8 号）については、「労働契約法の施行について」（平成 2 4 年 8 月 1 0 日付け基発 0 8 1 0 第 2 号。以下「通達」という。）により法の趣旨及び内容を示したところである。

今般、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 9 9 号）が施行されたこと及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 3 7 号）が公布されたことに伴い、通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

新旧対照表

○ 平成24年8月10日付け基発0810第2号「労働契約法の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次	目次
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5	第5
1～5 (略)	1～5 (略)
6 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (法第20条関係) ……………	6 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (法第20条関係) ……………
…………… <u>34</u>	…………… <u>33</u>
第6 雑則 (法第5章関係)	第6 雑則 (法第5章関係)
1 船員に関する特例 (法第21条関係) ……………	1 船員に関する特例 (法第21条関係) ……………
…………… <u>36</u>	…………… <u>35</u>
2 適用除外 (法第22条関係) ……………	2 適用除外 (法第22条関係) ……………
…………… <u>36</u>	…………… <u>35</u>
第7 附則	第7 附則
1 (略)	1 (略)
2 労働基準法その他関係法律の一部改正 (附則第2条— 第6条関係) <u>37</u>	2 労働基準法その他関係法律の一部改正 (附則第2条— 第6条関係) <u>36</u>
第8 改正法附則	第8 改正法附則
1 改正法の施行期日 (改正法附則第1項関係) ……………	1 改正法の施行期日 (改正法附則第1項関係) ……………
…………… <u>37</u>	…………… <u>36</u>
2 経過措置 (改正法附則第2項関係) ……………	2 経過措置 (改正法附則第2項関係) ……………
…………… <u>37</u>	…………… <u>36</u>
3 (略)	3 (略)

別紙 (略)
別添 (略)

第1～第4 (略)

第5 期間の定めのある労働契約 (法第4章関係)

1～3 (略)

4 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換 (法第18条関係)

(1) (略)

(2) 内容

ア～シ (略)

ス 研究開発法人、大学等の研究者等についての無期転換ルールの適用に当たっては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第99号)により、法第18条について、無期転換申込権が発生する通算契約期間を10年とする特例が設けられているものであること(平成26年4月1日施行)。

当該特例の詳細については、平成25年12月13日付け基発1213第4号「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の施行について」が発出されているものであること。

セ 専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についての無期転

別紙 (略)
別添 (略)

第1～第4 (略)

第5 期間の定めのある労働契約 (法第4章関係)

1～3 (略)

4 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換 (法第18条関係)

(1) (略)

(2) 内容

ア～シ (略)

(新設)

換ルールの適用に当たっては、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（平成26年法律第137号）により、法第18条に関する特例が設けられているものであること（一部を除き平成27年4月1日施行）。

当該特例の詳細については、平成26年11月28日付け基発1128第1号「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」が発出されているものであること。

5・6 （略）

第6～第8 （略）

別紙 （略）

別添 （略）

5・6 （略）

第6～第8 （略）

別紙 （略）

別添 （略）